

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見

頁	大項目	小項目	意見
P2	2. 料額算定の具体的な流れ	(1) 「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】</p> <p>図表2 電波利用料の基本的な構成</p> <p>【次期(令和4～6年度)】 歳入・歳出とも約750億円を想定</p> <p>【意見】</p> <p>次期の電波利用料の制度設計について、民放連は総額規模を抑制し、無線局免許人の負担軽減を図るよう要望しており、総額規模を約750億円に据え置く方針には賛成できません。</p> <p>放送分野に関して言えば、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で、コロナ禍で厳しさを増すローカル局の経営基盤の強化を念頭に、放送ネットワークインフラの将来像の議論が開始されたところです。地域情報の担い手であるローカル局において電波利用料の負担が増え、経営を圧迫することとなれば、放送の多様性・多元性・地域性の確保に逆行するものであり、バランスや配慮を欠いた政策と言わざるをえません。</p> <p>総額規模を抑制し、すべての無線局免許人の負担軽減を図っていただくよう、あらためて強く要望いたします。</p>
P11	5. 電波利用料の料額	(2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮	<p>【原案】</p> <p>新たに算定した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する無線局等がある場合は、免許人等の負担の急激な変化を考慮し、増加分を一定の水準(2割程度)にとどめることとします。</p> <p>【意見】</p> <p>民放連などの意見を踏まえ、激変緩和措置の上限を引き下げたことは妥当と考えます。しかしながら、仮に料額が2割増加すれば当該免許人に大きな影響が及ぶため、より低い上限を設定すべきであり、料額の増加はできる限り避けるべきと考えます。</p>

P2	2. 料額算定の具体的な流れ	(1)「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】</p> <p>図表2 電波利用料の基本的な構成</p> <p>【a群】電波の利用価値の向上につながる事務 高度無線環境整備推進事業 等</p> <p>【意見】</p> <p>電波利用料を財源とする高度無線環境整備推進事業は、令和2年度の当初予算では52.7億円が計上されていましたが、1次補正で30.3億円、2次補正で501.6億円が追加計上され、「令和3年度中に光ファイバーが未整備の学校を含め、市町村が希望するすべての地域で光ファイバーを整備する」方針になったと承知しています。コロナ禍における緊急対応として、全国的な光ファイバー整備の意義自体は理解できるものの、高度無線環境整備推進事業の目的や趣旨を拡大解釈し、歳出規模を500億円以上拡大したことは極めて異例であり、電波利用料を負担している無線局免許人の十分なコンセンサスがあったとは言えません。本件は電波利用料を財源として実施すべき事業であったか、また当初予算の10倍規模になったことは妥当であったかを、十分に精査する必要があると考えます。</p> <p>さらに、こうした前例が歳出規模の肥大化を助長しないよう、歯止めを設けるべきと考えます。</p> <p><参考></p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000695449.pdf</p>
P2	2. 料額算定の具体的な流れ	(1)「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】</p> <p>電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その事務の受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただくものです。</p> <p>【意見】</p> <p>周波数再編アクションプラン等に沿って、無線LANの帯域拡張やV2X導入などの検討が進められており、普及や利便性の観点から、免許不要局としての導入が検討されています。免許不要局の存在感が著しく増大する一方で、既存の免許局に対して影響や制約を及ぼしかねない周波数共用の提案が顕在化している現状からすれば、もはや免許不要局を軽微な存在とみなすことはできません。免許不要局、ひいてはその製造・供給</p>

			等により利益を得る関係事業者は、無線利用の便益を享受する一方で、無線利用に伴う責務を果たしていないと言わざるを得ません。行政が免許不要局のさらなる導入や帯域拡張を進めるのであれば、同時に免許不要局にも相応の電波利用料を課し、機器販売の段階で確実に徴収するなどの制度を創設することが必要不可欠と考えます。
--	--	--	---